

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月24日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第4号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前			
別表第1（第26条関係）							別表第1（第26条関係）			
1～12（略）							1～12（略）			
13 千早赤阪水道事業							13 千早赤阪水道事業			
メーターの口径	基本料金	従量料金（水量1立方メートルにつき）					用途	基本料金	従量料金	
		1立方メートル以上10立方メートルまで	11立方メートル以上20立方メートルまで	21立方メートル以上30立方メートルまで	31立方メートル以上40立方メートルまで	41立方メートル以上			水量	金額（1立方メートルにつき）
13ミリメートル	1,180円	1立方メートル	11立方メートル	21立方メートル	31立方メートル	41立方メートル	一般用	500円	1立方メートル以上10立方メートルまで	120円
20ミリメートル	1,300円	10立方メートル	20立方メートル	30立方メートル	40立方メートル	285円			11立方メートル以上20立方メートルまで	140円
25ミリメートル	1,530円	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル			21立方メートル以上30立方メートルまで	170円
30ミリメートル	4,540円	100円	185円	230円	260円	31立方メートル以上40立方メートルまで			190円	
40ミリメートル	8,070円					41立方メートル以上			210円	
50ミリメートル	14,740円									
75ミリメートル	32,440円						業務用	3,700円	—	220円
							臨時用	3,700円	—	620円
別表第2（第26条関係）							別表第2（第26条関係）			
1～5（略）							1～5（略）			
6 千早赤阪水道事業							6 千早赤阪水道事業			
メーターの口径		金額								
13ミリメートル		円								
		92								
20ミリメートル		185								
25ミリメートル		370								
30ミリメートル		555								
40ミリメートル		740								
50ミリメートル		2,777								

<p>別表第3（第36条関係）</p> <p>1～12（略）</p> <p>13 千早赤阪水道事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">メーターの口径</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	メーターの口径	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	75ミリメートル	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">75ミリメートル以上</td> <td style="text-align: right;">4,629</td> </tr> </table> <p>別表第3（第36条関係）</p> <p>1～12（略）</p> <p>13 千早赤阪水道事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">メーターの口径</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル以上</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	75ミリメートル以上	4,629	メーターの口径	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	75ミリメートル以上	(略)	
メーターの口径	(略)																										
	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
75ミリメートル	(略)																										
75ミリメートル以上	4,629																										
メーターの口径	(略)																										
	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
75ミリメートル以上	(略)																										

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（施行日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、この条例による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。